

V 第4期特定健康診査・特定保健指導実施計画

1 第4期計画の達成しようとする目標

特定健康診査・特定保健指導は、メタボリックシンドロームに着目した健診を実施し、生活習慣病の発症・重症化の危険因子の保有状況により対象者を階層化し、適切な保健指導を実施することにより、生活習慣病の有病者・予備群の減少、また、健康寿命の延伸や医療費適正化につなげることを目的として実施する。

また、特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率の計画期間最終年度の目標値は国の示した60%と同率とし、第8次足利市総合計画の前期計画との整合性を図るため、2024年（R6）から2029年（R11）までの6年間については、次のとおりとし、第8次足利市総合計画の後期計画の策定に合わせてそれまでの実績を考慮し、目標値を再設定することとする。

特定健康診査 第4期計画の目標設定

	2024年 (R6)	2025年 (R7)	2026年 (R8)	2027年 (R9)	2028年 (R10)	2029年 (R11)
特定健康診査受診率	46.0%	48.8%	51.6%	54.4%	57.2%	60.0%
特定保健指導実施率	37.0%	41.6%	46.2%	50.8%	55.4%	60.0%

2 第4期計画の特定健康診査等の対象者数

(1) 特定健康診査の対象者数の見込

特定健康診査の実績における受診率は、平成30年度では、35.7%であったが、令和元年度から2年にかけて約2%ずつ低下している。令和3年度以降は約1%ずつ向上しているが、令和4年度の計画値と実績値の乖離をみると計画値では55.0%の受診率に対し、実績値は33.4%となり21.6ポイント下回る状況である。

第3期計画の見込み数と実績との状況から新たに推計を行い、2029年度（R11）の対象者数を16,867人、目標受診者数を10,162人とした。

特定健康診査 第3期計画と実績値

		2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)
計画	対象者見込み数	29,999	28,943	27,924	26,942	25,993	25,078
	目標受診者数	11,100	11,577	12,566	13,471	14,296	15,047
	目標受診率	37.0%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%
実績	対象者数	25,738	24,792	24,161	23,091	21,343	
	受診者数	9,191	8,200	7,528	7,384	7,125	
	受診率	35.7%	33.1%	31.2%	32.0%	33.4%	

特定健康診査 第4期計画の目標値

	2024年 (R6)	2025年 (R7)	2026年 (R8)	2027年 (R9)	2028年 (R10)	2029年 (R11)
国保被保険者数	28,592	27,085	25,637	24,178	22,743	21,295
40歳以上加入者数	20,346	19,274	18,243	17,205	16,184	15,154
除外規定該当者数	100	100	100	100	100	100
特定健診対象者数	20,346	19,274	18,243	17,205	16,184	15,154
目標受診率	46.0%	48.8%	51.6%	54.4%	57.2%	60.0%
目標受診者数	9,359	9,406	9,414	9,360	9,257	9,092
他の健診のデータ受領数	50	50	50	50	50	50
保険者が実施すべき数	9,359	9,406	9,414	9,360	9,257	9,092

(2) 特定保健指導の対象数の見込

特定保健指導の実績における実施率は、「積極的支援」では平成30年度では、18.5%であったが、令和1年度、2年と低下した。その後、令和3年度は17.3%、令和4年度では18.2%と、それぞれ前年度と比較し、8.5ポイント、0.9ポイント向上している。「動機付け支援」では令和1年度では25.5%であったが、令和2年度以降は20%前後で推移し、令和4年度では19.7%となっている。また、計画値と実績値の乖離をみると「積極的支援」「動機付け支援」ともにいずれの年度も計画値には達していない状況である。

第3期計画の見込み数と実績との状況から新たに推計を行い、2029年（R11）の対象者数を1,083人、目標実施者数を650人とした。

特定保健指導 第3期計画と実績値

			2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)
計画	積極的支援	対象者見込み数	183	191	207	222	236	248
		目標実施者数	51	57	83	100	118	149
		目標実施率	28.0%	30.0%	40.0%	45.0%	50.0%	60.0%
	動機付け支援	対象者見込み数	1,038	1,082	1,175	1,260	1,337	1,407
		目標実施者数	291	325	470	567	668	844
		目標実施率	28.0%	30.0%	40.0%	45.0%	50.0%	60.0%
	合計	対象者見込み数	1,221	1,273	1,382	1,482	1,573	1,655
		目標実施者数	342	382	553	667	786	993
		目標実施率	28.0%	30.0%	40.0%	45.0%	50.0%	60.0%
実績	積極的支援	対象者数	178	189	160	156	181	
		実施者数	33	28	14	27	33	
		実施率		14.8%	8.8%	17.3%	18.2%	
	動機付け支援	対象者数	818	686	660	613	614	
		実施者数	192	175	132	134	121	
		実施率	23.5%	25.5%	20.0%	21.9%	19.7%	
	合計	対象者数	996	875	820	769	795	
		実施者数	225	203	146	161	154	
		実施率	22.6%	23.2%	17.8%	20.9%	19.4%	

特定健康診査 第4期計画の目標値

		2024年 (R6)	2025年 (R7)	2026年 (R8)	2027年 (R9)	2028年 (R10)	2029年 (R11)
特定健康診査目標受診者数		9,359	9,406	9,414	9,360	9,257	9,092
特定健康診査受診者による保健指導対象者数		1,001	1,006	1,007	1,001	991	973
途中加入者による特定保健指導対象者		50	50	50	50	50	50
特定保健指導対象者計		1,001	1,006	1,007	1,001	991	973
目標実施率		37.0%	41.6%	46.2%	50.8%	55.4%	60.0%
目標実施者数計		371	419	465	509	549	584
個別 健診 等	対象者数	841	845	846	841	832	817
	目標実施率	27.0%	32.4%	37.9%	43.3%	48.8%	54.3%
	目標実施者数	227	274	320	365	406	444
集団 健診	対象者数	160	161	161	160	158	156
	目標実施率	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
	目標実施者数	144	145	145	144	143	140
積極的支援対象者数		198	199	200	198	196	193
積極的支援目標実施率		37.0%	41.6%	46.2%	50.8%	55.4%	60.0%
積極的支援目標実施者数		73	83	92	101	109	116
動機付け支援対象者数		803	807	808	803	794	780
動機付け支援実施率		37.0%	41.6%	46.2%	50.8%	55.4%	60.0%
動機付け支援目標実施者数		297	336	373	408	440	468

3 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

(1) 特定健康診査の実施に係る基本的な事項

① 特定健康診査実施対象者

実施年度中に40歳～74歳となる被保険者で、かつ当該年度の1年間を通して加入している者及び当該年度中に75歳に達するまでの者（75歳未満の者に限る。）とする。

なお、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者（刑務所入所中、海外在住、長期入院等）は上記対象から除く。

② 実施項目

健診項目	内 容	
基本項目	質問票	服薬歴、喫煙歴等
	身体測定	身長、体重、BMI、腹囲
	理学的検査	身体診察
	血圧測定	収縮期血圧、拡張期血圧
	脂質検査	中性脂肪（空腹時又は随時） HDLコレステロール、LDLコレステロール
	血糖検査	空腹時血糖又は随時血糖、HbA1c
	肝機能検査	AST, ALT, γ -GT
	尿検査	尿糖、尿蛋白
詳細項目	心電図検査	
	貧血検査	赤血球、血色素、ヘマトクリット値
	腎機能検査	血清クレアチニン検査（eGFR（推算糸球体濾過量））
	眼底検査	
追加	血清アルブミン検査	

* 詳細項目については、一定の基準のもと、医師が必要と認めた場合に実施であるが、眼底検査以外は、基準に該当しない者については、追加項目として実施。

③ 実施場所

個別健診	市内の契約医療機関で実施
集団健診	足利市保健センター、市有施設で実施 市が実施する「おりひめ検診」、「いちょう検診」において行う。

④ 時期・期間

個別健診	毎年度6月～1月
集団健診	毎年度6月～12月

(2) 特定保健指導の実施に係る基本的な事項

① 特定保健指導実施対象者の選定

特定保健指導の対象者は、特定健康診査を受診した結果、腹囲又はBMIが下記の基準に該当する者のうち、下記の追加リスクに1項目以上該当する者とする。

ただし、糖尿病、高血圧症または脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者を除く。

腹 囲		男性85cm以上、女性90cm以上 又は男性85cm未満、女性90cm未満で、BMI25以上
追加リスク	血糖	空腹時血糖100mg/dl以上又はHbA1c5.6%以上
	脂質	中性脂肪：（空腹時）150mg/dl以上（随時）175mg/dl以上 又はHDLコレステロール40mg/dl未満
	血圧	収縮期血圧130mmHg以上又は拡張期血圧85mmHg以上

② 特定保健指導実施対象者の階層化

腹 囲	追加リスク		対 象	
	(a) 血糖 (b) 脂質 (c) 血圧	(d) 喫煙歴	40～64歳	65歳以上
男性 ≥ 85cm 女性 ≥ 90cm	2つ以上該当		積極的支援	動機づけ支援
	1つ該当	あり なし		
上記以外で BMI ≥ 25	3つ該当		積極的支援	動機づけ支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当			

* 喫煙歴の斜線は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

③ 特定保健指導実施対象者の重点化

健診受診率又は指導対象者が予定数を上回る場合には次の項目に着目して重点化を行うこととする。なお、特定保健指導対象者の重点化は、保険者内の保健師等の専門職が行う。

- ・ 年齢の比較的若い対象者
- ・ 健診結果に基づく保健指導レベルが動機付け支援レベルから積極的支援レベルに移行する等、健診結果が前年度と比較して悪化し、より緻密な保健指導が必要になった対象者
- ・ 質問項目の回答により、生活習慣改善の必要が高い対象者
- ・ これまでに、積極的支援及び動機付け支援の対象者であったにもかかわらず保健指導を受けなかった対象者

④ 実施場所

足利市保健センター及び市内市有施設等で行う。対象者の状況に応じて、対象者宅やオンライン会議システムを活用する等、柔軟に対応する。

⑤ 実施内容

階層化された特定保健指導対象者に対し、「標準的な健康・保健指導プログラム」に定義される積極的支援、動機付け支援を実施する。

ア 積極的支援

- 対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取組を継続的に行うことができるよう、保健師、管理栄養士等の面接による指導のもと行動計画を作成し、かつ対象者が生活習慣を改善するための取組みに資する適切な保健指導による働きかけを相当な期間継続して行う。
- 初回時に面接による支援を1回行い、その後3か月以上の継続的な支援を行う。継続的な支援は、面接、電話、メールなどを組み合わせて行う。
- アウトカム評価とプロセス評価を合計し、180ポイント以上の支援を実施する。ただし、2年連続して積極的支援に該当した対象者のうち、1年目に比べて2年目の状態が改善している者については、動機づけ支援相当の支援として180ポイント未満でも特定保健指導を実施したことになる。
- 初回面接から3か月後に、評価を行い、アウトカム評価とプロセス評価を実施し、180ポイントに満たない場合、追加支援を行う。

イ 動機づけ支援

- 積極的支援同様に行動計画を作成し、生活習慣の改善のための取組みに関する動機付けのための支援を行う。
- 支援は原則1回のみとする。
- 行動計画作成から3か月経過後に面接又は通信等を利用した、計画の実績に関する評価を行う。

⑥ 時期・期間

初回面接開始時期	毎年度7月～翌年5月
評価開始時期	毎年度10月～翌年8月

(3) 外部委託の考え方

① 外部委託の有無

ア 特定健康診査

個別健診	外部委託により実施
集団健診	外部委託により実施

イ 特定保健指導

市直営での実施を基本とするが、非常勤の保健師や管理栄養士に依頼する場合は、「足利市登録看護師等設置要領」に基づき、この登録者を充てるものとする。

また、効率的かつ質の高いサービスを提供するために、必要に応じて外部委託を行うものとする。

個別健診	一部外部委託により実施
集団健診	直営により実施

② 外部委託契約の契約形態

外部委託者との個別契約により実施する。

③ 外部委託者の選定についての考え方

厚生労働省告示に定める基準に適合した外部委託者を選定する。また、契約の方式としては地方自治法第234条の規定に該当する場合は随意契約によるものとする。

なお、契約は、単年度契約を基本とする。

④ 代行機関の利用

健診データの管理・送信事務及び費用の決済については、栃木県国民健康保険団体連合会へ委託する。

(4) 周知や案内の方法

① 受診・利用方法の案内

特定健康診査の実施日及び受診券等の交付方法や健診受診場所など具体的な実施内容については、自治会等地区組織を通じて案内を配布するほか、広報あしかがみ、市ホームページに掲載するなどの方法により周知する。

特定保健指導の実施日、実施場所など具体的な内容については、対象者に直接周知する。

② 健診結果

ア 個別健診

○ 個別健診の健診結果は、健診機関から受診者本人に直接通知する。

イ 集団健診

○ 集団健診（おりひめ検診、いちよう検診）の健診結果は、結果説明会で受診者本人に直接通知する。

(5) 人間ドック及び事業主健診等の健診受診者のデータ収集方法

① 国保人間ドックとの調整

国保人間ドックについては、特定健康診査の法定健診項目を含有するものとし、人間ドック受診結果については、特定健康診査と同様のものとして取り扱う。

また特定健康診査との重複受診はできないものとする。

② 事業主健診等の把握

関係機関の協力を得ながら、被保険者を雇用する事業所・各種団体等が行っている健診等の把握に努めるため、実施可能な健診データの受領方法を検討する。健診データ提供に協力が得られる場合は、受領に関する契約により個人情報の取扱いに留意しつつ、順次データの収集を図る。

③ 人間ドック及び事業主健診等のデータについて

人間ドック及び事業主健診等のデータについては、標準的な電子データファイル及び紙データでの受領の方式とする。

人間ドックにおいては、指定医療機関で実施の場合は、被保険者本人の同意を得た上で、医療機関から直接データを受領する方式とする。指定医療機関外で実施の場合は、被保険者から直接受領する。事業主健診等においては、被保険者本人から直接受領するか、被保険者本人の同意を得た上で、事業主健診実施機関等からデータを受領する方式とする。

標準的な電子データファイルで受領した場合	電子データファイルに登録されている対象者であることを確認し、特定健康管理データシステムにファイルアップロードを行う。
紙データで受領した場合	特定健康診査の対象者であることを確認し、紙データに基づき特定健康管理データシステムに担当者が入力を行う。

(6) 受診券・利用券について

① 特定健康診査の受診券

様式	がん検診受診券と一体化した市独自様式
送付対象者と方法	実施対象者のうち、4月中旬時点でおりひめ検診及び国保人間ドック受診予定者以外の全対象者に郵送で交付する。
送付時期	5月下旬

② 年度途中加入者の特定健康診査の受診券

様式	厚生労働省の定める様式
送付対象者と方法	11月までの途中加入者については、加入翌月の下旬に郵送で交付する。
送付時期	6月下旬～12月下旬

③ 特定保健指導の利用券

様式	厚生労働省の定める様式
送付対象者と方法	特定健康診査受診により階層化した上で発行処理を行う。利用券の発行はしない。
送付時期	—

④ 受診券紛失等の取扱い

交付状況及び受診状況を確認の上、受診券は原則保険年金課で再発行する。

(7) 年間スケジュール

作業項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約	委託機関との調整												
	契約準備												
	契約準備												
特定健康診査	対象者抽出												
	受診券発行												
	特定健康診査の実施												
	データ受領・費用決済												
	除外規定該当者確認												
	人間ドック結果受領												
	事業主健診結果受領												
	受診勧奨												
健診データ抽出													
特定保健指導	対象者抽出												
	利用券発行												
	保健指導の実施												
	データ受取												
	利用勧奨												
	保健指導データ抽出												
その他	計画の評価												
	計画の見直し												
	次年度事業計画の策定												
	実績報告												

4 その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項

(1) がん検診とのタイアップ

被保険者の利便性を考慮して、集団健診においては、がん検診と同時実施、個別健診においては、がん検診を同時実施できるように関係各課及び健診実施機関と調整を行う。

(2) 特定健診・特定保健指導の自己負担額

特定健康診査	無料
特定保健指導	無料